許可自治体	秋田県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第00551008070号	許可期限日	2030(令和12)年06月28日

許可番号 第00551008070号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 名 株式会社武生環境保全

代表取締役 谷崎 晃



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹



許可の年月日 令和5年6月29日許可の有効年月日 令和12年6月28日

- 1. 事業の範囲
  - (1) 業の区分

収集・運搬(積替・保管を除く。)

- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
  - ア 特定有害産業廃棄物 (汚泥に限る。含まれる有害物質については別記1のとおりとする
  - 。) 以上1品目
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし
- 3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 6 月29日 新規許可 令和 5 年 6 月29日 更新許可(優良認定)

5. 積替え許可の有無 ・無

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 **有・**無 以下余白

(

許可自治体	秋田県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第00551008070号	許可期限日	2030(令和12)年06月28日

別記1

### ア 特定有害産業廃棄物

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印:積替・保管を除く ●印:積替・保管を含む - 印:対象外)

廃棄物名 有害物質	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	指定下水 汚泥
アルキル水銀化合物	-	-			=	=	877	1570
水銀又はその化合物	~	-			-	-	-	7-3
カドミウム又はその化合物	-	Έ.	-		20	-22	122	721
鉛又はその化合物	=		a <del>r</del>		=	-	199	7,-0
有機燐又はその化合物					=:	-	1946	)=(
六価クロム化合物	=	-	7/2		===	=	**	7 <b>=</b> 1.
砒素又はその化合物	=	=			=	=	877	
シアン化合物					æ	<del></del>		)—)
PCB					<u>100</u> 7		V22	
トリクロロエチレン				2.=21	<b>=</b> :	=	i <del>m</del>	2=8
テトラクロロエチレン				· -	-	-	> <del>=</del>	:=:
ジクロロメタン				1	<u> </u>	-	:22	:=:
四塩化炭素	i i i z				<u> </u>	=	38	(8)
1, 2-ジクロロエタン				;—;;		=	-	:x
1, 1-ジクロロエチレン				5 <b>—</b> 0	-	-		::
シスー1, 2-ジクロロエチレン					<b>E</b>	=	- 18	787
1, 1, 1ートリクロロエタン				5-8	-	-	100	s=s
1, 1, 2-トリクロロエタン			1.77	5=0	-	=	i see	3-3
1, 3-ジクロロプロペン	1 1 2 5			V <b>=</b> 0	=	=	V <u>200</u>	720
チウラム					=	=	1775	i v=n
シマジン					<del></del>	=	-	.=:
チオベンカルブ					=:	=	: <u></u>	
ベンゼン				180	0	=	+	€.
セレン又はその化合物	-	=	· ·			-	1775	1
ダイオキシン類		=				-		1-7
1, 4-ジオキサン				Œ	=	=	<u> </u>	9

許可番号 第00551008070号 令和 5 年 6 月29日 (2/2)

許可自治体	富山県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01603008070号	許可期限日	2030(令和12)年11月28日

許可番号01605008070

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 名 株式会社武生環境保全 (法人にあっては、名称 代表取締役 谷崎 晃

及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田

八朗

1. 事業の範囲

収集運搬 (積替え・保管を除く。)

汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん

(これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、

水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを含み、

特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(以上9種類)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年11月29日 収集運搬 【新規許可】 許可番号 01603008070 平成26年11月27日 収集運搬 【変更許可】 許可番号 01603008070 平成28年11月29日 収集運搬 【更新許可】 許可番号 01608008070

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

### 備考

1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(

2 この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。

許可自治体	富山県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01653008070号	許可期限日	2030(令和12)年11月28日

許可番号01655008070

八朗

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 名 株式会社武生環境保全 (法人にあっては名称 代表取締役 谷崎 晃

及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田



収集運搬 (積替え・保管を除く。)

汚 泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)

廃 油(揮発油類、灯油類及び軽油類又はジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)

ばい じん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

(以上4種類)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理 産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

ī l

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年11月29日 収集運搬 【新規許可】 許可番号 01653008070 平成26年11月27日 収集運搬 【変更許可】 許可番号 01653008070 平成28年11月29日 収集運搬 【更新許可】 許可番号 01658008070

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

**=** 

#### 備考

1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(

2 この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。

許可自治体	石川県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01700008070号	許可期限日	2027(令和9)年05月14日





許可番号第 01700008070 号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

株式会社武生環境保全 氏 名 代表取締役 谷崎 晃



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 谷 本 正



許可の年月日

令和2年 6月12日

許可の有効年月日

令和9年 5月14日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。 燃え殻\*<sup>1</sup> 汚泥\*<sup>1</sup>

廃油\*1

廃プラスチック類\*<sup>2</sup> 紙くず 木なず

減継くず 金属くず\*2 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず\*2

がれき類 ばいじん\*1

(\*1:水銀含有ばいじん等であるものを除く。) (\*2:蛍光ランプ及びHIDランプにあっては、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。) (\*2:自動車等破砕物であるものを除く。) これらのうち判定基準に適合しないもの、特別管理産業廃棄物であるもの及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く以上11種類

- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることが できる高さ
- 3. 許可の条件
- 4. 許可の更新又は変更の状況 裏面記載のとおり
- 5. 積替え許可の有無 許可番号 市名
- 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(

【裏面に続く】

許可自治体	石川県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01700008070号	許可期限日	2027(令和9)年05月14日

4. 許可の更新又は変更の状況 平成 2年 5月15日 新 平成 7年 5月15日 更 平成12年 5月15日 更 平成22年 5月13日 変 平成23年11月15日 変 平成27年 5月15日 更 8月22日 9月25日 5月15日 5月15日 1月24日 6月12日 変変更更新新更 更新新更 要新(優良認定) 規新新更更新

)

許可自治体	石川県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01754008070号	許可期限日	2026(令和8)年08月21日



許可番号第 01754008070 号

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福

福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 名

株式会社武生環境保全 代表取締役 谷崎 晃



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 谷 本 正

制的企業

許可の年月日

令和元年 9月27日

許可の有効年月日

令和8年 8月21日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) 感染性産業廃棄物

以上2種類

- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げること ができる高さ な し
- 3. 許可の条件なし
- 4. 許可の更新又は変更の状況 平成 6年 8月22日 新 規 平成11年 8月22日 更 新 平成16年 8月22日 更 新 平成21年 8月22日 更 新 平成23年11月22日 変 更 平成26年11月14日 更 新 令和 元年 9月27日 更新(優良認定)
- 5. 積替之許可の有無 無 市名 — 許可番号 —

(

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

許可自治体	福井県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1815008070号	許可期限日	2028(令和10)年02月07日



許可番号 01815008070

優

良

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 名 株式会社武生環境保全 代表取締役 谷﨑 晃 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日 許可の有効年月日 令和 3年 2月 8日 令和10年 2月 7日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含む

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、がれき類、ばいじん 以上15種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)

(自動車等破砕物を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとにそれぞれ積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

所在地:面積

産業廃棄物の種類:保管上限:高さ(屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。)

福井県越前市家久町10字穴田11番の1:252.00㎡

廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、がれき類  $144.00 \,\mathrm{m}^2$ 

燃え殻、汚泥、廃油、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、がれき類  $120.00 \,\mathrm{m}^3$ 

紙くずと木くず、繊維くずの混合物 48.00㎡

廃プラスチック類と紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずの混合物:48.00㎡ (石綿含有産業廃棄物を除く。)

3. 許可の条件

なし

- 4. 許可の更新または変更の状況
  - (1) 平成 元年 2月 8日 新規許可
  - (2) 平成 6年 2月 8日 更新許可
  - (3) 平成11年 2月 8日 更新許可
  - (4) 平成15年 6月 3日 変更許可
    - ・ 取扱う産業廃棄物の種類に廃酸および廃アルカリを追加

(

(5) 平成16年 2月 8日 更新許可

許可自治体	福井県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1815008070号	許可期限日	2028(令和10)年02月07日

- (6) 平成20年12月16日 再交付
  - ・積替保管を行う産業廃棄物の種類に廃酸、紙くず、木くずおよびゴムくずを追加
  - ・積替保管を行う産業廃棄物の種類から汚泥および動植物性残さを削除
  - 積替保管施設の変更
- 。(7) 平成21年 2月 8日 更新許可
  - (8) 平成21年 5月28日 再交付
    - 積替保管施設の変更
  - (9) 平成22年 3月24日 変更許可
    - ・取扱う産業廃棄物の種類にばいじんを追加
  - (10) 平成26年 1月16日 変更届
    - 積替保管施設の変更
  - (11) 平成26年 2月17日 更新許可・優良認定
  - (12) 平成29年 1月25日 再交付
    - ・積替保管施設の追加および廃止
    - ・積替保管を行う産業廃棄物の種類に汚泥、繊維くずを追加
  - (13) 令和 3年 2月 8日 更新許可・優良認定
- 5. 積替え許可の有無 有 市名 許可番号
- 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	福井県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第01820008070号	許可期限日	2026(令和8)年02月07日

許可番号 01820008070

優

良

## 產業廃棄物処分業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 名 株式会社武生環境保全 代表取締役 谷崎 晃 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日 許可の有効年月日 平成31年 2月 8日 令和 8年 2月 7日



#### 1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理(焼却、破砕、破砕・選別、固形燃料化、圧縮、選別)

#### 産業廃棄物の種類

焼 却 :汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、

ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去

に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」 以上10種類: 廃プラスチック類、繊維くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の 破碎

新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」 以上4種類

(水銀使用製品産業廃棄物 (蛍光ランプおよびH I Dランプに限る。)を含む。) 破砕・選別:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、

コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び

陶磁器くず」、がれき類 以上8種類

固形燃料化:燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず

DI F 7 種類

圧 縮

: 廃プラスチック類、紙くず 以上2種類 : 廃プラスチック類、紙くず、以上2種類 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、

コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び

陶磁器くず」、がれき類 以上8種類

(自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

### 2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 ①焼却施設、②③④①破砕施設、⑤⑥⑨④破砕・選別施設、⑦⑩②⑬固形燃料化施設、 ⑧圧縮施設、⑤選別施設

(2) 設置場所

图比翰施設、 (1) 透別施設
①越前市家久町 1 字東下河原 6 1 - 2、②越前市本保町 8 字殿 / 後 5 番 6 号、
③④①越前市家久町 1 0 字穴田 1 1番 1、
⑤⑥⑦⑨⑩⑫⑬⑭⑤越前市安養寺町 1 4 1 - 1 8、⑧越前市家久町第 2 号 4 5 - 1
①平成 1 4 年 1 0 月 3 0 日、②昭和 6 0 年 1 月 2 0 日、③令和元年 9 月 1 日、
④⑧平成 1 4 年 6 月 1 9 日、⑤⑨令和 4 年 5 月 1 9 日、⑥令和 3 年 5 月 2 4 日、
⑥亚世 1 9 年 2 日 0 日 0 日 0 日 0 日 1 日 1 日 0 日 3 0 任 3 日 1 日

(3)設置年月日

⑦平成18年8月9日、⑩平成21年8月1日、⑪平成30年3月1日、

(4) 処理能力

①学成18年8月9日、ΨΨ放21年8月1日、①学成30年3月1日、②3令和元年7月10日、優適令和4年12月1日 ①14.64 t/日 (稼動時間24時間)、②2.4 t/日 (稼動時間8時間)、③4.736 t/日 (同)、④2.4 t/日 (同)、⑤14.72 t/日 (同)、⑥62.24 t/日 (同)、⑦21.52 t/日 (同)、⑧2.4 t/日 (同)、⑨30.4 t/日 (同)、⑩17.52 t/日 (同)、⑪4.624 t/日 (同)、⑫17.52 t/日 (同)、⑪18.4 t/日 (同)、⑭15.2 t/日 (同)、⑭62.2 t/日 (同)、⑪18.4 t/日 (同)、⑭115.2 t/日 (同)、⑪62.2 t/日 (同)、

)

(

(5) 許可年月日

許可自治体	福井県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第01820008070号	許可期限日	2026(令和8)年02月07日

3. 許可の条件 なし

- 4. 許可の更新または変更の状況
  - 新規許可
  - (1) 平成 元年 2月 8日 (2) 平成 6年 2月 8日 更新許可
  - (3) 平成10年10月29日 変更許可
  - ・中間処理(固形燃料化)において取り扱う産業廃棄物の種類に燃え殻を追加

  - (4) 平成11年 2月 8日 更新許可 (5) 平成15年 3月 7日 変更許可
  - ・事業の区分に中間処理 (圧縮) を追加
  - ・中間処理(焼却)において取り扱う産業廃棄物の種類について、「汚泥(凝固した血液に限る。)」を「汚泥」に変更し、紙くず、動植物性残さを追加 ・中間処理(破砕)において取り扱う産業廃棄物の種類に「ガラスくず、コンクリートくず
  - (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」を追加 (6) 平成16年 2月 8日 更新許可 (7) 平成16年 7月 2日 再交付

  - ・③を追加し、中間処理 (破砕) において取り扱う産業廃棄物の種類について、「廃プラスチック類 (発泡ス チロールに限る。)」を「廃プラスチック類」に変更
  - (8) 平成18年 6月13日 変更許可
  - 事業の区分に中間処理(選別)を追加
  - ・⑤を追加し、中間処理(破砕)において取り扱う産業廃棄物の種類に紙くず、木くず、繊維くず、金属くず を追加
  - (9) 平成18年12月 4日 変更許可
  - ・⑥および破砕施設(廃止済)を追加し、中間処理(破砕)において取り扱う産業廃棄物の種類にゴムくず を追加
  - ・⑦を追加し、中間処理(固形燃料化)において取り扱う産業廃棄物の種類に繊維くずを追加 ・ ⑧を追加
  - (10) 平成20年 3月 5日 変更許可
  - ・中間処理(選別)において取り扱う産業廃棄物の種類に「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、 改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」を追加
  - ・ 固形燃料化施設 1 台を廃止
  - (11) 平成21年 3月23日 更新許可 (12) 平成23年 6月10日 再交付

  - ⑤および選別施設 (廃止済) を「越前市家久町1字東下河原61-2」から「越前市北府1丁目101 字17番」に移設
  - (13) 平成 2 3年 8月 3日 変更許可
  - ・中間処理(選別)において取り扱う産業廃棄物の種類にがれき類を追加
  - (14) 平成 2 5 年 4 月 3 日 再交付
  - ⑥⑨を追加
  - ・破砕施設(廃止済)の変更に伴う許可年月日および許可番号の変更
  - (15) 平成26年 3月12日 更新許可
    - ・⑪を追加
  - ・⑧の一部を廃止
  - (16) 平成 2 9年 5月16日 再交付

  - ・③を「越前市家久町第2号45-1」から「越前市家久町10字穴田11番1」に移設 ・④を「越前市家久町12東下河原61-2」から「越前市家久町10字穴田11番1」に移設
  - (17) 平成30年 4月18日 変更許可
  - ・⑪を追加し、中間処理(破砕)において取り扱う産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物(蛍光ランプ に限る。)を追加
  - (18) 平成31年 2月 8日 更新許可・優良認定 (19) 令和 元年11月12日 変更許可

  - ・中間処理(破砕)において取り扱う産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物(HIDランプに限る。) を追加
  - (20) 令和 4年 9月 5日 再交付
  - ・⑤⑨を「越前市北府1丁目101字17番」から「越前市安養寺町141-18」に移設 ⑥の変更
  - ・⑤⑨の移設および⑥の変更に伴う許可年月日および許可番号の変更
  - ・破砕施設1台および固形燃料化施設1台を廃止

  - (21) 令和 5年 3月10日 変更許可 ・事業の区分に中間処理(破砕・選別)を追加し、(5)⑥(3)の区分を中間処理(破砕・選別)に変更
  - ・選別施設の廃止および倒じの追加
  - ・中間処理(破砕・選別)において取り扱う産業廃棄物の種類にがれき類を追加
  - ・中間処理(選別)において取り扱う産業廃棄物の種類にゴムくずを追加
- 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

許可	自治体	福井県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可	番号	第01865008070号	許可期限日	2028(令和10)年03月22日



許可番号 01865008070

優

良

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 名 株式会社武生環境保全 代表取締役 谷崎 晃 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日 許可の有効年月日 令和 3年3月23日 令和10年3月22日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含む

特別管理産業廃棄物の種類

廃油(揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレンもしくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

汚泥(水銀、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物またはシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸(水銀、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物またはシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ(水銀、カドミウムまたはそれらの化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上5種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは 保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる 高さ

所在地:面積

特別管理産業廃棄物の種類:保管上限:高さ(屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。)

越前市家久町10字穴田11番1:180㎡

感染性産業廃棄物: 720 m3

3. 許可の条件

なし

- 4. 許可の更新または変更の状況
  - (1) 平成 6年 3月23日 新規許可
  - (2) 平成11年 3月23日 更新許可
  - (3) 平成21年 1月21日 変更許可

(

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に、廃油(トリクロロエチレンもしくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)、感染性産業廃棄物、汚泥(水銀、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物またはシアン化合物を含むことのみにより

1 / 2

許可自治体	福井県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01865008070号	許可期限日	2028(令和10)年03月22日

有害なものに限る。)、廃酸(水銀、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物またはシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) および廃アルカリ(水銀、カドミウムまたはそれらの化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) を追加

- ・事業の範囲を「積替保管を含まない」から「積替保管を含む」に変更し、積替保管を行う特別 管理産業廃棄物の種類に、廃油(揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチ レンもしくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥(水銀、鉛、 砒素もしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物またはシアン化合物を含むこと のみにより有害なものに限る。)、廃酸(水銀、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、有機燐化合物、 六価クロム化合物またはシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)および廃アル カリ(水銀、カドミウムまたはそれらの化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)を追 加
- (5) 平成21年 3月23日 更新許可
- (6) 平成26年 3月27日 更新許可・優良認定
- (7) 令和 3年 2月 8日 変更届
  - ・事業の範囲を「積替保管を含む」から「積替保管を含まない」に変更
- (8) 令和 3年 3月23日 更新許可・優良認定
- (9) 令和 5年 2月13日 変更許可
  - ・事業の範囲を「積替保管を含まない」から「積替保管を含む」に変更
- 5. 積替え許可の有無 無 市名 – 許可番号 –
- 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

)

許可自治体	福井県	業の区分	特別管理産業廃棄物処分業
許可番号	第1870008070号	許可期限日	2025(令和7)年08月30日



許可番号 01870008070

優

良

## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 名 株式会社武生環境保全 代表取締役 谷崎 晃 (法人にあっては名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 西川 一誠

許可の年月日平成30年 8月31日許可の有効年月日平成37年 8月30日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理(焼却)

特別管理産業廃棄物の種類

焼却:廃油(揮発油類、灯油類および軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。 フィルター、ウエス等に付着したものに限る。)、感染性産業廃棄物 以上2種類

- 2. 事業の用に供するすべての施設
  - (1)施設の種類 焼却施設
  - (2) 設置場所 福井県越前市家久町1字東下河原61-2
  - (3) 設置年月日 平成14年12月1日
  - (4) 処 理 能 力 14.64t/日(稼働時間24時間)
  - (5) 許可年月日 平成14年10月30日(許可番号 第14-002号)
- 3. 許可の条件

なし

- 4. 許可の更新または変更の状況
  - (1) 平成 5年 8月31日 新規許可
  - (2) 平成10年 8月31日 更新許可
  - (3) 平成15年 3月 7日 変更許可
    - ・中間処理(焼却)において取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃油(揮発油類、灯油類および軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。フィルター、ウエス等に付着したものに限る。)を追加
  - (4) 平成15年 8月31日 更新許可
  - (5) 平成20年11月21日 更新許可
  - (6) 平成25年 9月25日 更新許可
  - (7) 平成30年 8月31日 更新許可・優良認定
- 5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

(

旬・無

許可自治体	岐阜県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02100008070号	許可期限日	2025(令和7)年05月06日

許可番号 02100008070

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 名 株式会社武生環境保全 代表取締役 谷﨑 晃



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを 証する。

### 岐阜県可茂県事務所長 三田村 俊史

許可の年月日 平成3

平成30年 5月28日

許 可の有効年月日

平成37年 5月 6日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃プラスチック類、紙くず、木くず

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は 保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし
- 3 許可の条件 なし
- 4 許可の更新又は変更の状況

平成15年 5月 7日 産業廃棄物収集運搬業許可(新規)

平成20年 5月 7日 産業廃棄物収集運搬業許可(更新)

平成20年 7月 3日 産業廃棄物収集運搬業許可(変更)

平成25年 5月 7日 産業廃棄物収集運搬業許可(更新)

平成30年 5月28日 産業廃棄物収集運搬業許可(更新) (優良認定)

- 5 積替え許可の有無 有・ 無
- 6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 無

(

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02300008070号	許可期限日	2027(令和9)年05月18日



許可番号第02300008070号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 名 株式会社 武生環境保全 代表取締役 谷崎 晃 様 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを 証する。

## 愛知県知事 大 村 秀

許可の年月日令和 2 (2020) 年 6月22日許可の有効年月日令和 9 (2027) 年 5月18日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(自動車等破砕物 及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、ダスト類(水銀含有ばいじん等を 除く。)

以上 4品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれ ぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上 げることができる高さ

該当なし

- 3 許可の条件
  - なし
- 4 許可の更新又は変更の状況

平成15年 5月19日 新規許可

平成20年 5月19日 更新許可

平成25年 5月30日 更新許可(優良認定)

令和 2年 6月22日 更新許可(優良認定)

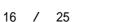
5 積替え許可の有無

寿・無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

(

有・無



許可自治体	三重県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02400008070号	許可期限日	2026(令和8)年05月06日

許可番号 第02400008070号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 名 株式会社武生環境保全 代表取締役 谷﨑 晃



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許 可 の 年 月 日 許可の有効年月日 令和元年 8月26日 令和 8年 5月 6日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、

ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上10種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去 に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 5月 7日 新規許可

5. 積替え許可の有無

無

(

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

許可自治体	滋賀県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02501008070号	許可期限日	2025(令和7)年07月28日



許可番号 第 0 2 5 0 1 0 0 8 0 7 0 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 株式会社武生環境保全 代表取締役 谷崎晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

滋賀県知事三日月大造

許可の年 月 日 平成 30 年 9月10日

許可の有効年月日 平成 37 年 7 月 28 日

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分: 積替えを含まない収集運搬業 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/ゴムくず/金属くず/ガラスぐず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず/工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上8項目)

2. 積替え又は保管を行うすべ<mark>ての場所の</mark>所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 10 年 7 月 29 日 新規許可 平成 25 年 7 月 29 日 更新許可 平成 27 年 2 月 23 日 変更許可 (6項目の追加) 平成 30 年 7 月 29 日 更新許可 (優良認定)

(

5. 積替え許可の有無

許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有

許可	自治体	京都府	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可	番号	第02600008070号	許可期限日	2024(令和6)年12月01日



様式第七号(第十条の二関係)

許可番号 02600008070

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 名 株式会社武生環境保全 代表取締役 谷﨑 晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事西脇隆伊不可以

許可の年月日

令和 元 年 1 2 月 2 日

許可の有効年月日

令和 6 年 1 2 月 1 日

- 1. 事業の範囲
  - (積替え又は保管を含まない)
  - ①燃え殻
  - ②廃プラスチック類
  - ③木くず
  - 以上3種類(これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄 物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし
- 3. 許可の条件なし
- 4. 許可の更新又は変更の状況 令和元年12月2日: 当初許可
- 5. 積替え許可の有無 有・無
- 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(

(日本工業規格 A列4番)

許可自治体	大阪府	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02700008070号	許可期限日	2030(令和12)年06月13日



)

許可自治体	兵庫県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02805008070号	許可期限日	2031(令和13)年01月09日





許可番号 第 02805008070 号

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏 名 株式会社武生環境保全 代表取締役 谷﨑 晃



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤元彦

許可の年月日 令和6年1月10日

許可の有効年月日 令和13年1月9日

英庫県 知事印 地翻駅局

#### 1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

- 2.ゴムくず
- 3.金属くず
- 4.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 5.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 5 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

- 2. 許可の条件 当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。
- 3. 許可の更新又は変更の状況 平成24年1月10日 新規許可 平成29年1月10日 更新許可 令和6年1月10日 更新許可
- 4. 積替え許可の有無 無
- 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

(

無

許可自治体	岡山県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03300008070号	許可期限日	2026(令和8)年11月27日

許可番号 第03300008070号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1 名 称 株式会社武生環境保全



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木



許可の年月日 令和元年12月9日

許可の有効年月日 合和8年11月27日

- 1. 事業の範囲
  - (1) 積替え又は保管の有無 無
  - (2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 7種類
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え 又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし
- 3. 許可の条件 なし
- 4. 許可の更新又は変更の状況 平成26年11月28日 新規許可 令和元年12月9日 更新許可
- 5. 積替え許可の有無
- 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(

許可自治体	岡山県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03300008070号	許可期限日	2026(令和8)年11月27日

別表

## 取り扱う産業廃棄物の種類

株式会社武生環境保全

П		Valle ou <b>re</b> te to to	THE STATE OF THE S	積替;	え・保管の有無 無
	産業廃棄物の種類	取りむ	吸う産業廃棄物の種類	積替え・	・保管を行う産業廃棄物の種類
	正水ル木以	取扱う 品目	限定がある場合 その内容	取扱う 品目	限定がある場合 その内容
1	燃え製	7		-	
2	汚泥	0		-	
3	廃油	0		-	
4	廃酸	-			
5	魔アルカリ	-		- I	
6	廃プラスチック類	0			Santa Santa
О	自動車等破砕物	-		-	
7	紙くず	Ø		- 1	
8	木くず	0			
9	繊維くす	0		-	
10	動植物性残さ	-	13		
11	動物系固形不要物	- 1		(M. =	
12	ゴムくず		*		
13	金属くず	. No.		(////	
13	自動車等破砕物			17 - 1	
14	ガラスくず等	14/14		=	
14	自動車等破荷物。	///-		-	
15	鉱さい				
16	がれき類				
17	動物のみん尿	8	9.5		
18	動物の死体	- 1			S. Miles
19	ばいじた♡	0		-	
20	産業廃棄物処理物				
21	輸入廃棄物				

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃 <b>棄物</b> が含まれるかどうか	含まない	
水銀使用製品産業廃棄物 が含まれるかどうか	含まない	
水銀含有ばいじん等 が含まれるかどうか	含まない	\

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「一」は取扱うことができないものを示す。 ・カラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき額を除く。)・陶磁器くずのこと。 ・積松え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

)

許可自治体	岡山県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03350008070号	許可期限日	2026(令和8)年11月27日

許可番号 第03350008070号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県越前市家久町第2号45番地の1 名 称 株式会社武生環境保全

名 称 株式会社武生環境保全 代表取締役 谷崎 晃



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆



許可の年月日 令和元年12月9日

許可の有効年月日 令和8年11月27日

- 1 事業の範囲
  - (1) 積替え又は保管の有無 無
  - (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 3種類
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え 又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることがで きる高さ 該当なし
- 3. 許可の条件なし
- 4. 許可の更新又は変更の状況 平成26年11月28日 新規許可 令和元年12月9日 更新許可
- 5. 積替え許可の有無 無
- 6. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

)

許可自治体	岡山県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03350008070号	許可期限日	2026(令和8)年11月27日

		Ad	Epri	管理産業廃棄物が減い	1			Ħ	10	扱う	廃	棄物	物の	種	煩			1	fi	_	_	<b></b> 本え ・ 係	- 3	2150	-	-	22	_	乗	90	_	. 数	ダイオキシン類
		衎	于为リ	1.8 连连 秦龙 雅· 24.70 斯斯	J	取り品	扱目	j			限分			る場内容		ì		1	取り	_	う				_	定7	がま	る内容	場	_			
-	-			e加爾、灯油類及(X軽油鍋)	1	_	0											1					額			_							V
			_	. 01X Fが (5が) / (pH12. 5以上のもの)	+		-					-	-	=	=			+	-	7.	37/		\$28. 	-				-	=	-	=	=	
-	感	4性E	重業	網羅物	1										<u></u>							35	345	37									
5	-	P C I	-		+	_	-			-	-	-	-	- 16	3	- 3	÷-	+			- 9	Sele.	-		-	-	-	9/1			This is	Was.	
7	P	СВ	処刑			-	Ēşi	Ì								-		1											V.	205			
1	-	水创( 百种 <sup>件</sup>	-			_	*				-					_	38							itte	9/8/	(1)10	100	V.W.		-		11.0	
	雕	PCI	B等	等、廃水銀等、原石綿等を除く特定		吉藤	樂	<b>毛栗</b>	物石	大	WH.	10	P	l k	Ta	1	<i> </i>	рц Г	11	1	- D	170	T		000	チー	3			T t	z T	1 T	J
	施棄物の種類	取り扱う品目	替え・保管を許り	の の の の の の の の の の の の の の	作限又はその七合物	ルキル水銀化合物	ドミウム又はその	鑑又はその化合物	<b>有機燐化合物</b>	「価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	СВ	- リクロロエチレン	ı		クロロメタン	塩化炭素	2-ジクロロエタン	・一上ラクロロデサ	スートを含しいでし	111111111111111111111111111111111111111	1 2-173			・ウラム ///	***	オーレカルブ	4	1	ノノ又はその比	,4-ジオキサン	イオキシン類
			3 Mil			合物	化合物					4							タン かん	# UV	自然がサレン	ロ月本海ン	中川名の針はタン		ji s					4	b		
	燃え設		8		/		-				The state of the s			V	1															1	- /		7
	汚泥	0	-				0	0			0								0								initi		è				
	kić Ali	0	-		A	/								1			0		0	**		-			1						/		
	施酸		17.75									0			100	A Property Comments					# #			-									
	廃アルカリ	-										-	-				100 m			Tal Seal	-									7/2			
	鉱さい			().	-	-					-		1	1	1																		
	はい出る		-				0	0			0		1			1													1		1		1

)